令和３年度新潟県民体育大会兼

第76回国民体育大会バレーボール競技

新潟県予選会開催要項

１　趣旨

広く県民各層がスポーツに親しみ、スポーツ精神を高揚し、併せて健康増進と体力の向上を図るとともに、明るく豊かな県民生活の実現を図り、もって我国のスポーツ振興に寄与することを目的とする。

２　主催

新潟県バレーボール協会

３　共催

　　　公益財団法人新潟県スポーツ協会

４　開催日および会場

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　別 | 開催日 | 開催地 | 開　催　会　場 |
| 成年男子６人制 | 6月13日（日） | 上越市 | 上越市三和体育館 |
| 成年女子６人制 |

５　種別及び参加人員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　　　　目 | 監督 | 選手 | 計 |
| ６人制の部（成年男子・成年女子） | １名 | １２名 | １３名 |

６　競技上の規定及び方法

（１）競技規則

2021年度 公益財団法人日本バレーボール協会６人制競技規則による。

全種目とも３セット・マッチとする。

（２）各種別ともトーナメント方式とする。３位決定戦は行なわない。

７　参加資格

国体実施要項（後述）に定めるもののほか、次による。

（１）公益財団法人日本バレーボール協会登録規定により、登録された者で構成されたチームで予選会に出場し、その結果推薦されたものでなければならない。

（２） ブロック大会及び本大会に参加するチームは、都道府県協会が代表として認めた単独チームか選抜チームでなければならない。ただし、チームの構成のいかんにかかわらず、チーム名は都道府県名とする。

（３） 予選会（都道府県及びブロック）を通過し、本大会に代表として推薦された監督・選手の追加・変更（競技者番号の変更含む）は認められない。

（４） 監督については、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく、公認バレーボールコーチ、公認バレーボール上級コーチ、公認バレーボール指導員、公認バレーボール上級指導員の有資格者とする。

８　参加申込方法

（１）参加申込は別紙申込書で、参加料を同封の上、現金書留にて郵送すること。（ＪＶＡ－ＭＲＳ｢チーム加入選手一覧｣及び指導員有資格を証明する登録証の写しを同封すること）

（２）申込締切日及び申込先

　大会開催要項特記事項による。

９　参加料

大会開催要項特記事項による。

１０　組合せ抽選会

大会開催要項特記事項による。

１１　試合球

新潟県バレーボール協会公認指定球**（男子：モルテン、女子：ミカサ）**とする。

１２　国民体育大会参加者傷害補償制度について

　　　日本スポーツ協会傷害補償制度への加入は「ブロック大会以上」であるので、**県予選会に参加するチームは各自傷害保険に加入する等の対応を行うこと**。

１３　その他

（１）各種別の県代表に推薦された場合、北信越国民体育大会に参加しなければならない。

（２）選手番号は１～９９までの数字とする。ただし１～１２までの一連の数字を用いることが望ましい。番号の大きさは規定のものであること。

（３）監督章は、公益財団法人日本バレーボール協会規定のものを用いること。

（４）「大会開催要項特記事項」は、県予選会開催地より別紙で提示します。

（５）参加選手は必ず健康診断を受けて出場すること。

**【　国民体育大会開催基準要項　細則　】（抜粋）**

　公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　より

**＜3　参加資格及び年齢基準等＞**

（１）大会及びブロック大会

１）参加資格

　　①日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍

を有しない者であっても、大会に参加することができる。

　　　(ⅰ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

　　　(ⅱ)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

　　　　ⅰ)　「学校教育法」第1条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「８　参加申込方法」で定めた参加申込締切時に1年以上在籍していること。

　　　　ⅱ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学3年生）に該当していること。

　　　(ⅲ)　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

　　　　ⅰ)　少年種別年齢域にあった時点において前号(ⅱ)に該当していた者であること。

　　　　ⅱ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

　　　　［注］　上記(ⅲ)－ⅱ) について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

　　②　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育（スポーツ）協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

③　前々回又は前回の大会（都道府県大会予選会及びブロック大会を含む。）において選手及び監督の資格で参加した者が異なる都道府県から参加する場合については、2大会以上の間を置かなければならない。ただし、次の場合は該当しないこととする。

(ⅰ)　成年種別

　　　　ⅰ)　新卒業者

　　　　ⅱ)　結婚又は離婚に係る者

　　　　［注］ⅰ)及びⅱ)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

　　　　ⅲ)　ふるさと選手制度を活用する者（50頁「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

　　　　［注］52頁「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

　　　(ⅱ)　少年種別

　　　　ⅰ)　新卒業者

　　　　ⅱ)　結婚又は離婚に係る者

　　　　ⅲ)　一家転住に係る者（別記2「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

　　　　［注］ⅰ)からⅱ)は当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

　　　　ⅳ）　JOCエリートアカデミーに在籍する者（52頁「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加

資格の特例措置」による。）

　④　選手及び監督の兼任は、同一種別内に限る。

　　　⑤　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ1競技に限り参加できる。

　　　⑥選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

　　　⑦　上記のほか、選手については次のとおりとする。

　　　ⅰ)　本則第18項に定める都道府県大会に参加し、これを通過したものであること。ただし、別に定

める「国民体育大会予選会免除に関する要領」(53頁)及び「トップアスリートの国民体育大会参加

資格の特例処置(54頁)に基づき予選会への参加が免除となったものについては、この限りではない。

　　　ⅱ)　健康診断を受け、健康であることを証明されたものであること。

ⅲ)　ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

　　⑧　上記のほか、監督については、大会開催年の4月1日以前から本大会終了時まで日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格(コーチ1～4、教師、上級教師)を有しているものとする。

２）選手の年齢基準及び所属都道府県

　　選手の年齢基準及び所属都道府県は、次のとおりとする。

　　ただし、日本スポーツ協会が特に認める場合、以下の年齢基準にかかわらず、競技ごとに年齢区分を

設定できるものとし、年齢の下限は大会開催年の4月1日現在、14歳(中学3年生)とする。

　　①　成年種別

　　　大会開催年の4月1日現在、18歳以上の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

　　　(ⅰ)　居住地を示す現住所

　　　(ⅱ)　勤務地

　　　(ⅲ)　ふるさと（50頁「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

　　　［注］50頁「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

　　②　少年種別

　　　大会開催年の4月1日現在、15歳以上18歳未満の者とし、次のいずれかに属する都道府県を選択することができる。

　　　ⅰ)　居住地を示す現住所

　　　ⅱ)「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地

　　　ⅲ)　勤務地

　　　ⅳ)　「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」(52頁)に定める小学校の所在地

［注］上記の所属する都道府県のうち、「居住地を示す現住所」、「勤務地」、『「学校教育法」第1条に規定する学校の所在地』のいずれかから参加する場合は、大会開催年の4月30日以前から本大会終了時まで、引き続き当該地に、居住又は勤務、通学していなければならない。(「居住地を示す住所」における「日常生活」及び「勤務地」における「主たる勤務実態」については、別に基準を定める。ただし、次の者はこの限りでない。

　　　［成年種別］

　　　　(a)「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

　　　［少年種別］

　　　　(a)「一家転住」に係わる者(51頁の「一家転住に等に伴う特別処置」による)

　　　　(b)「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」(54頁)の対象者

（2）都道府県大会

　　1)都道府県体協等は、大会の運営の円滑化を図るため、市町村体育・スポーツ協会、同教育委員会等

　　　と緊密な連携をとり、前号に準拠した選手及び監督を各競技の参加者とする。

　　2)各競技の選手及び監督は、大会主催者が定める大会参加申込書を提出する。

　　3)当該競技団体に登録していない者又はチームの取り扱いは次のとおりとする。

　　　(ⅰ)大会主催者が定めた参加申込書を提出することにより、当該競技団体の一時登録者又は仮登録者

とみなし、参加料を徴収することができる。なお、特に経験を必要とする競技については、該当

競技団体が参加資格を別に定めることができる。

　　　(ⅱ)参加申込書が受理された時点で参加条件が満たされたこととし、以降本大会までは当該競技団体

　　　　　定めた競技規則等を遵守すること。

（3）その他

参加資格等に疑義があるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

**＜国民体育大会ふるさと選手制度＞**

１．成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項〔本則第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

(1)　居住地を示す現住所

　　(2)　勤務地

　　(3)　ふるさと

２．「ふるさと」とは、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

　　　ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第3項により取り扱うものとする。

３．我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４．「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

５．「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６．ふるさと選手制度の活用については、原則として、1回につき2年以上連続とし、利用できる回数は2回までとする。

７．参加都道府県は「ふるさと選手」を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切　　　期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

**＜「一家転住等」に伴う特例措置＞**

　［転校への特例］

１．次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③）に抵触しないものとする。

（１）この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

（２）本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

　　1)　親の転勤による一家の転居

　　2)　親の結婚、離婚による一家の転居

　　3)　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

（３）転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。

　　1)　本特例を受けようとする参加者は、下記２．（１）の場合は転居元、下記２．（２）の場合は転居先が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

　　2)　報告を受けた都道府県体育(スポーツ)協会及び都道府県競技団体は、下記２．（１）の場合は転居先、下記２．（２）の場合は転居元が属する都道府県体育（スポーツ）協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し、了承を得ること。

２．本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は次のとおりとする。

（１）転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

　　1)　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

　　2)　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

　　3)　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

（２）転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

　　1)　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

**＜JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置＞**

　　公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOCエリートアカデミー」に係る選手のうち、下記１に該当する者については、開催基準要項細則第3項〔国民体育大会開催基準要項第8項第1号及び第10項第4号（参加資格及び年齢基準等）〕及び「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、下記の２～４の特例を適用する。

１．対象者

　　（１）少年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーに在籍する者

　　（２）成年種別年齢域の選手でJOCエリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

２．少年種別年齢域の選手の所属都道府県

　　　本特例第1項－（１）に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、開催基準要項細則第３項－（１）－２）－②に定める「（ⅰ）居住地を示す現住所」、「（ⅱ）学校教育法第１条に規定する学校所の在地」、「（ⅲ）勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

　　　なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

３．成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

　　　本特例第1項－（２）に定めるに定める成年種別年齢域の選手は、「国民体育大会ふるさと選手制度」第２項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、

同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

４．国内移動選手の制限に係る例外適用

　　　本特例第1項－（１）に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、開催基準要項細則第3項－（1）－1）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

　 ［注］本特例第1項－（２）に定める成年種別年齢域の選手については、開催基準要項細則第3項－（1）－１）－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

**＜国民体育大会予選会免除に関する要領＞**

１．免除対象競技

　　　　国体実施正式競技

２．免除対象者

　　　　次の競技大会に参加する者は、都道府県代表選考のため予選会の出場を免除することができる。

　　　　ア　オリンピック競技大会

　　　　イ　アジア競技大会

　　　　ウ　ユニバーシアード競技大会

　　　　エ　競技大会が指定する世界選手権大会等の国際競技大会

３．免除対象大会及び免除対象者の決定

　（１）免除対象大会及び都道府県への通知

　　　　①　国民体育大会は大会開催前年の１０月、冬季大会は大会開催前年の７月に、本会により競技団

体に対し免除対象大会の希望調査を行い、国民体育大会委員会にて審議・決定し、関係機関・

団体へ通知する。

　　　　②　国体委員会にて決定した免除対象大会に参加する代表選手については、中央競技団体より傘下

の都道府県競技団体に対し通知する。

　　　　③　中央競技団体からの通知を受け、都道府県競技団体は都道府県（スポーツ）体育協会に報告する。

　（２）免除対象者の決定

　　　　　　各都道府県における具体的な免除対象者は、中央競技団体から通知の後、当該都道府県競技団

体等において協議し、決定する。

　４．免除内容

　　　　　　免除対象者については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができる。ただし、ブロック大会実施種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会枠を獲得している場合とする。

**＜トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置＞**

１．特例の対象となる選手

　　本特例の対象となる選手は、下記のいずれかを満たす者とする。

１）大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会に参加した者。

２）大会開催年の4月30日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

　　（１）JOCオリンピック強化指定選手

　　（２）各競技（種目）における国内ランキング上位10位以内の者

　　（３）中央競技団体が認めた強化指定選手

　　　　※　強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを　対象とする。

２．特例の内容

１）予選会の免除

　　　本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会　　に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

２）資格要件（日数要件の緩和）

　　　本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

　　（１）居住地を示す現住所

　　　　次の要件をいずれも満たすものとする。

　　　　①当該大会開催年の4月30日以前から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1.　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

2.　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

3.　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

4.　当該住居に主要な家財道具が存すること

　　　　②合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の基点としていること。

　　（２）　勤務地

　　　　次の要件をいずれも満たすものとする。

　　　　①当該大会開催年の4月30日以前から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

　　　　②当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

３．国内移動選手の制限

　　　本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第3項－（1）　－1）－③（国内移動選手の制限）のとおりとする。

**以上　【　国民体育大会開催基準要項　細則　】（抜粋）の抜粋であり、詳細は公益財団法人日本スポーツ協会ホームページを確認すること。**